

- 検証チームは、児童福祉法第 25 条の 2 第 1 項の規定に基づく、東京都要保護児童対策地域協議会のもとに設置しております。

【東京都要保護児童対策地域協議会設置要綱第より抜粋】

- 第 9 条 検証チームは第 2 条に規定する所掌事項に関する個別事例等について、検証を行うために設置する。
- 2 検証チームの委員は 10 名以内とし、個別事例等を検証するための高い専門性を有する者を次の各号に掲げる者のうちから会長が選任する。
 - (1) 児童福祉に関して学識経験を有する者
 - (2) 弁護士
 - (3) 小児科もしくは精神科の診療に相当の経験を有する医師
 - (4) 母子保健に相当の経験を有する保健師
 - (5) 東京都及び区市町村の行政関係者
 - (6) その他会長が必要と認める者
 - 3 委員の任期は、2 年とし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
 - 4 検証チームは、会長が必要に応じて招集し、議長は会長が指名する。

- 同要綱第 12 条より、会議については非公開とします。
- 同要綱第 13 条より、検証チームにおいては関係機関等に対し資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができます。
- 同要綱第 14 条より、検証チームの構成員及び構成員であったものは、協議会の職務に関して知り得た秘密に対して守秘義務が課せられます。（児童福祉法第 25 条の 5）